

千葉市外国人等高齢者福祉給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老齢年金の受給資格を得ることのできなかった外国人等の高齢者に対し、外国人等高齢者福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、その福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 老齢年金 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する老齢年金（通算老齢年金及び老齢福祉年金を含む。）をいう。
- (2) 公的年金 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金給付、日本製鉄八幡共済組合が支給する年金たる給付及び石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）に基づく年金たる給付をいう。
- (3) 外国人登録 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年7月15日法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による登録をいう。
- (4) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年7月15日法律第77号）の規定による登録をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、本市に外国人登録を平成24年7月8日まで行い、引き続き住民登録をしているもの又は住民登録をしているもので、その期間が1年以上継続しているものであって、公的年金の受給資格のないもののうち、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大正15年4月1日以前に生まれた者で、昭和41年4月1日前から平成24年7月8日まで日本国内に外国人登録をしており、引き続き住民登録をしているもの
- (2) 明治44年4月1日以前に生まれた者で、70歳に達した日以後に日本の国籍を取得したもの
- (3) 明治44年4月2日から大正15年4月1日までの間に生まれた者で、昭和41年4月1日前から日本国内に外国人登録を行っていたもの又は、明治44年4月2日から大正15年4月1日までの間に生まれた者で、昭和41年4月1日前から平成24年7月8日まで日本国内に外国人登録を行っていたもので、引き続き住民登録をしているもののうち、同日以後に日本の国籍を取得したもの
- (4) 明治44年4月2日から大正15年4月1日までの間に生まれた者で、昭和41年4月1日以後に国外から転入したもの

(支給制限)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号の一に該当するときは、

給付金を支給しないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホームに入所措置されているとき。
- (3) 千葉市又は他の自治体を実施する同様の給付制度の受給対象となっているとき。

（給付金の額）

第5条 給付金の額は、月額10,000円とする。

（支給申請）

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉市外国人等高齢者福祉給付金支給申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、市長に申請しなければならない。

（給付決定等）

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、給付金の支給を決定したときは千葉市外国人等高齢者福祉給付金支給決定通知書（様式第2号）により、給付金の不支給を決定したときは千葉市外国人等高齢者福祉給付金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

（給付期間及び支給期月）

第8条 給付金の支給は、第6条の申請のあった日の属する月の翌月から始め、給付金の受給資格を喪失した日の属する月で終わるものとする。

- 2 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、8月、12月及び4月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。

（届出）

第9条 受給者は、毎年7月31日までに千葉市外国人等高齢者福祉給付金現況届（様式第4号。以下「現況届」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 受給者又は受給者と生計を一にする者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、速やかに千葉市外国人等高齢者福祉給付金届出事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 第11条第1号、第2号又は第3号に該当し、受給資格を喪失したとき。
- (2) 住所又は氏名その他届出事項を変更したとき。

（支給停止等）

第10条 給付金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その年の8月から翌年の7月までは支給しない。ただし、震災、風水害、火災等の災害により支給対象者が属する世帯の住宅、家財等に著しい損害を受けたと市長が認めたときはこの限りでない。

- (1) 支給対象者の前年の所得が旧国民年金法施行令第6条の4第1項に定める額を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の表の規定により読み替えた額を超えるとき。
- (2) 支給対象者の配偶者又は扶養義務者で主として当該支給対象者の生計を維持するもの前年の所得が旧国民年金法施行令第5条の4第2項に定める額を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52

条の表の規定により読み替えた額を超えるとき。

- 2 前項に定める所得の範囲及びその額の計算方法は、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第6条及び第6条の2の規定を準用する。
- 3 市長は、受給者が第9条第1項の現況届を提出しないときは、その年の8月分から給付金の支給を停止する。
- 4 支給を停止するとき又は停止を解除するときについては、千葉市外国人等高齢者福祉給付金支給停止（解除）通知書（様式第6号）により受給者に通知する。

（受給資格の喪失）

第11条 受給者が次の各号の一に該当するときは、給付金を受給する資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第4条の規定する事由に該当することとなったとき。
- (4) 第6条第2項の現況届を当該年度末までに提出しないとき。

（給付金の返還）

第12条 市長は、受給者が次の各号の一に該当するときは、当該受給者に対し支給した給付金の一部又は全部の返還を請求するものとする。

- (1) 重複して給付金を受給したとき。
- (2) 前条による受給資格の喪失以後に給付金を受給したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、給付金を受給したとき。

（未支給金の請求）

第13条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付金で、未だその者に支給していないもの（以下「未支給金」という。）があるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名で未支給金を請求することができる。

- 2 未支給金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序とする。
- 3 未支給金を受けるべき同順位者が二人以上いるときは、その一人が行った請求は、全員のためその全額について行ったものとみなし、その一人に対して行った支給は、全員に対して行ったものとみなす。
- 4 未支給金を請求しようとする者は、千葉市外国人等高齢者福祉給付金未支給金請求書（様式第7号）を市長に提出することにより行うものとする。

（譲渡等の禁止）

第14条 給付金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第15条 この要綱の実施について必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 第8条第1項の規定にかかわらず、平成9年12月26日までに申請のあった者で、申

請の日において第3条に規定する支給の要件を満たすものについては、その者が同条要件を最初に満たすこととなった日（その日が平成9年4月1日前の場合にあつては同日とする。）を申請のあった日とみなし、同項の規定を適用する。

3 新たに支給対象者になった者に第10条第1項の規定を適用する場合において、前年の所得額を証明することができない正当な理由がある場合は、第10条第1項中「前年」を「前々年」と読み替えるものとする。

4 第9条第1項の規定は、平成9年度においては適用しない。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。